

京都府若手教職員学び合いのコミュニティ育成支援事業 Q & A

1 目的

Q 1 本事業のねらいは何ですか。

A 1 本事業は、若手教職員の研究意欲に応えるため、主体的・継続的に研究に取り組める環境を整備するものです。優れた教育実践等を行う若手教職員を育成し、公教育を推進することを目的としています。

また、京都府全域でより広い範囲での学び合いが可能となり、初任者研修等で育まれた教職員同士のつながりがコミュニティを通じてさらに発展し、深化した研究となることを期待するものです。

Q 2 本事業の研究内容や活動は、どのような内容であっても広く認められますか。

A 2 本事業は、学習指導要領の趣旨を踏まえた教科指導力の向上や学校教育活動に係る領域分野（学習環境の整備に関すること等を含む。）に関する実践力等の向上を目的として若手教職員が共同で行う研究を支援するもので、どのような内容であっても認められるというものではありません。効果的な活動が行えるよう、校長等管理職員、指導主事等（いずれも経験者を含む。以下「指導主事等」という。）の助言を受けながら研究を進める必要があります。

Q 3 働き方改革を進めている中、新しく仕事が付加されることにはなりませんか。また、コミュニティ参加者の負担となりませんか。

A 3 本事業は、参加を強いるものではなく、自ら手を挙げ希望して申請するものであり、働き方改革と相反するものではないと考えます。

また、働き方改革の目的は、職場や自らのこれまでの働き方を見直す中で、自己研鑽の時間を生み出し自らの力量を高めたり、職業生活を充実させたりすることにより、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことにあり、本事業は働き方改革の理念に沿ったものであると考えています。

2 対象

Q 4 教諭以外の職員はコミュニティに参加できますか。また、キャリアステージ1・2に該当しない職員は参加できますか。

A 4 すべての教職員が参加できます。

また、経験年数を問わず、講師等についても参加可能です。

ただし、コミュニティの構成は、代表者を含め「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」に示すキャリアステージ1及びキャリアステージ2に該当する教職員が中心メンバーであることが必要です。

3 コミュニティの形成

Q5 コミュニティの参加者は何人でもよいのですか。

A5 共同で研究するという趣旨から、人数は3人以上10人程度が適当と考えています。

Q6 他校種、他教科等の教職員でコミュニティを形成することはできますか。

A6 形成できます。
同一校種、同一教科等でのコミュニティに加えて、校種をつなぐ授業づくり、教科横断的な授業づくりなど、他校種、他教科等との連携が必要な研究をテーマとするコミュニティの形成も想定されるところです。
また、養護教諭、栄養教諭、事務職員など教諭以外の教職員が、それぞれの職種の教職員のみでコミュニティを形成することも可能です。

Q7 指導助言者をコミュニティに含めるのはなぜですか。

A7 コミュニティは、教科指導力等の向上を目的として若手教職員が共通のテーマの下で主体的に研究に取り組むものですが、指導助言者として指導主事等が参加することにより、最新の研究動向を踏まえた指導助言を受けることができます。
また、研究テーマに沿った円滑なコミュニティ運営のためにも、経験豊富な指導助言者から適切なアドバイスを受けることが必要と考えています。

4 研究内容

Q8 研究テーマは、どのようなものが考えられますか。

A8 教科指導力の向上を目的とした各教科（「特別の教科 道徳」等を含む。）の教科指導に関する研究や学習指導要領の実施に係る実践的研究の他、生徒指導、学校保健などの領域分野（学習環境の整備に関すること等を含む。）に関する研究が考えられます。
活動するに当たっては、研究内容は申請書に記載した「研究テーマ」、「研究（活動）計画」等から逸脱することがないように注意してください。

5 研究活動の期間

Q9 研究期間の延長を希望する場合は、改めて申請が必要ですか。

A9 延長を希望する場合、改めて申請書を提出する必要があります。
延長は4回を上限とし、本事業での活動期間は最大5年間となります。

Q10 本事業での活動が終了したコミュニティは、その後も研究活動を継続することは可能ですか。

A10 本事業での活動期間は最大5年間ですが、本事業で築いたコミュニティの活動を契機とし、教職員間のネットワークを通じて、その後においても研究活動を積極的に進め継続することが期待されるところです。

6 申請及び認定

Q11 申請の際に校長の同意は必要ですか。

A11 コミュニティ参加希望者は、申請前に必ず所属校の校長に相談してください。

また、申請書の内容も校長に報告してください。研究のために校務に支障が生じないように、また、研究成果を各学校に還元するためにも必ず校長の了解を得てください。

Q12 申請には何が必要ですか。

A12 要綱第6条第1項に定めたとおり、申請書（別記第1号様式）及び名簿（別記第2号様式）の提出が必要です。

なお、申請書には、「研究テーマ」、「研究の目的」、「研究内容」、「研究成果の波及方法」、「研究（活動）計画」等を、名簿には、コミュニティ参加者、指導助言者等必要事項を記載してください。「予算計画」については、「A16」、「A17」を参照の上、予算の範囲内で記入してください。

また、勤務時間内において、別団体の活動への参加（講演会・研修会参加、合同研究など）を計画している場合は、必ず「研究（活動）計画」欄に当該団体名や具体の活動内容について詳細に記載してください。

申請書及び名簿は、代表者が作成し提出期限までに教職員人事課教職員人材育成係宛て提出してください。

Q13 延長の申請をする際、参加者の変更や研究テーマの変更はできますか。

A13 コミュニティの参加者及び研究テーマは原則 1 年目と同様となります。

ただし、1 年間の研究実績を踏まえ変更する場合はその限りではありません。参加者の変更や、代表者、指導助言者の交代が予想される場合は、申請前に教職員人事課人材育成係に連絡してください。

Q14 審査、認定はどのように行われるのですか。

A14 申請のあった研究の目的、内容等を事業の趣旨に照らして審査委員会で審査し、その審査を経て認定の可否を決定することとなります。予算に限りがあることから全てのコミュニティが認定されるとは限りません。

7 研究活動の支援

Q15 活動する際の注意点はありますか。また、活動場所はどのようなところが想定されますか。

A15 勤務時間内にコミュニティの活動を行う場合は、事前に必ず校長の許可を得て、校務に支障のないように実施してください。

また、研究内容は、申請書に記載した「研究テーマ」、「研究（活動）計画」等から逸脱することがないように注意してください。

活動場所としては、京都府総合教育センター、京都府総合教育センター北部研修所が想定されます。また校長の許可を得た場合は、コミュニティ参加者の所属する学校施設を使用することも可能と考えています。

なお、施設の借用にあたっては、申請手続が必要となりますので注意してください。

また、メール、SNS、Web会議システム等を活用するなど、実施形態も工夫してください。ただし、活用にあたってはセキュリティや情報モラル等について十分留意してください。

Q16 研究のための出張は認められますか。

A16 コミュニティ認定後に活動を開始することとなります。

コミュニティの研究会、コミュニティの研究内容と関連のある他校の公開授業等の参観、先進的事例の視察など、校長の許可を得て予算の範囲内で出張が認められます。

勤務時間内に所属校を離れてコミュニティの活動を計画する場合、申請書の予算計画「(1)旅費」に必要事項を記入してください。審査の上、該当校

に予算配当します。該当者は、年間を通して旅費の執行管理をしてください。併せて、それぞれが参加しているコミュニティ全体に係る執行状況の把握も必要です。

Q17 研究に関する図書等の購入はできますか。

また、専門的な指導を受けるため大学等から専門家を講師としてコミュニティに招くことはできますか。

A17 資料（図書等）の購入希望がある場合は、申請書の予算計画「(2)資料（図書等）購入費」に必要事項を記入してください。審査の上、京都府総合教育センターにおいて購入し、コミュニティに貸し出す形式となります。

なお、認定3年目以降のコミュニティは、資料（図書等）購入に係る予算措置はありません。

また、指導助言等に関しては、「A7」にもあるように、指導主事等によることが基本となります。大学等から専門家を招いて指導助言を受けることは可能ですが、謝礼金等は助成の対象にはなりません。

8 研究成果の報告

Q18 研究の内容、成果を発表する機会がありますか。

A18 コミュニティの研究成果について、例年2月頃実施している成果報告会のほか、京都府総合教育センター研修講座における発表や研究紀要への執筆の機会を得ることもできます。

また、校内研修会、市町（組合）教育委員会等が主催する研修会等で発表の機会を得るなど、積極的な活用が期待されるところです。

なお、上記とは別に、要綱第8条に定めたとおり、研究成果を教育長に報告する必要があります。